平成２５年（フ）第３６５号
函館市赤川町159番地22　ピュアハウス203号
債務者　今井　早人
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３３９号
埼玉県比企郡吉見町東野２丁目２番地16
債務者　藤本　美奈
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３０１号
埼玉県深谷市横瀬1201番地19
債務者　西山　義博
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３５３号
埼玉県本庄市日の出４丁目９番12号
債務者　高橋　公子（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０４号
三重県伊勢市八日市場町３番15号
債務者　西村　兼一
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
兵庫県加東市久米798番地
債務者　山武精肉店こと　山本　武明
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第６０号
兵庫県加東市久米798番地
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２３０号
長崎県長崎市愛宕２丁目６番１号　頓田第１アパート101、旧住所長崎県長崎市鍛冶屋町６番46号
債務者　髙嶋　　進
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
山形県米沢市塩井町塩野3140番地の２
債務者　大渕　嘉子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第９８１号
千葉県船橋市湊町３丁目21番15号
債務者　大野　　知
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９８９号
千葉市中央区本町１丁目２番５号　桜井マンション202号
債務者　小松奈保子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１００８号
千葉県市川市南大野２丁目10番12号　ジュネパレス市川９―103号
債務者　滝口　達也
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４２号
千葉県船橋市本郷町601番地１　グリーンハイツ102号
債務者　山本　貞夫
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６９号
千葉県旭市松ケ谷829番地
債務者　木内　和代（旧姓来栖）
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
千葉県香取市大倉798番地９
債務者　伊藤　良男
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第３００号
奈良県大和高田市東中２丁目15番４号　田中ハイツＡ棟103号
債務者　吉田　繁代（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
岡山県都窪郡早島町早島1619番地５　サニーコーポ102
債務者　中井　徳美
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
高知市薊野南町16番16―５号　ハイツ大原204
債務者　平尾　一弥
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
高知地方裁判所破産係